

東海 の 古 代

第189号 2016年05月

会長 : 竹内 強 副会長・発行 : 林 伸禧
 編集 : 石田敬一 投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp
 HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

推古紀における諸問題 (1)

瀬戸市 林 伸禧

はじめに

『日本書紀』年表を作成しするため、現在、「継体紀から推古紀」を作成中であるが、推古紀には他の天皇紀に比較して、数々の問題点がある。

その状況は、次のようであるので報告する。

- ① 暦法上の問題点
 - ・年数と朔干支との関係が不整合なものがある。
 - ・「葉獵」を行った日が、日干支で記述されていなくて、日数に記述されている。
- ② 年代と不整合な記事がある。
 - ・即位前紀における「推古天皇」の経歴に不整合な記事がある。
- ③ 中国との通交

記事の年代は隋・煬帝の時としているが、記事そのものは唐時代としており、矛盾している。

関連して、次事項について疑問がある。

 - ・来日した裴世清は「唐客」と記述されている。なぜ唐客なのか。皇帝の代理人として来日しているので、「使者」ではないか。
 - ・小野妹子は、初めは「大礼小野臣」と記述されているが、後文では「大礼」を削除して「小野臣、妹子臣、小野妹子臣」と記述されている。なぜ、官位の「大礼」を記述

されていないのか。

- ④ 新羅との通交

通交は推古紀以前から行っているが、推古紀から始まったと思われる記事がある。
- ⑤ その他

理解しがたい記事がある。

1 暦法上の問題点

(1) 暦法上の誤り

推古紀は「元嘉暦」で記述されているが、次のとおり暦法上の誤りがある。

- ① 推古32年・33年・34年条の朔干支について
 - ・推古32年4月(丙午)、9月(甲戌)、10月(癸卯)の朔干支は、正しくは推古31年4月、9月、10月の朔干支である。
 - ・推古33年1月(壬申)は、正しくは32年1月の朔干支である。
 - ・推古31年7月、11月は朔干支が記述されていないので、一年繰りあげても何ら問題はない。

以上から、推古31年～33年条の記事は、1年繰りあげて「推古30年～32年」条の記事である。

なお、1年繰りあげても推古30年条は空白年であるので、何ら問題はない。空白年が30年から33年に移動するだけである。

- ② 推古36年4月の朔干支について

4月朔干支は「壬午」ではなく「丁丑」である。

なお、壬午朔であれば推古35年6月とな

る。6月条には記事がないので、35年6月条の誤りとも云えるが、国史大系本が朔干支の誤説としているのでそれによった。

- ③ 推古36年9月の朔干支について
 9月朔干支は「己巳」ではなくは、「乙巳」である。「己巳と乙巳」は書写の段階で誤りやすい干支と判断される。国史大系本も同様と解釈している。
- ・推古36年条の朔干支の誤りについて、日本古典文学大系本及び日本古典文学全集本には、何ら注釈に記述されていない。
 - ・以上校訂状況は、表1『日本書紀』暦法上の

誤り」を参照されたい。

(2) 暦法記述上の特異
 日付を表す場合は干支で記述されているが、例外として、表2「葉狩記事一覧」のとおり5月5日に葉狩を行ったと日付が数字で記述されている。理由は不明である。各注釈書においても、理由が説明されていない。

なお、同様な記事が天智紀に記述されている。天智紀では、天智天皇が5月5日に狩を行ったと明文しているが、推古紀では誰が主体で行ったか不明である。

表1 『日本書紀』暦法上の誤り

※ ゴシック体: 訂正干支等

西暦	日本書紀						訂正(元嘉暦による)						備考		
	年号	年数	年干支	月	朔干支	日・干支	日数	年数	年干支	月	朔干支	日・干支		日数	
622	推古	30	壬午	空白年				30	壬午	7	庚辰	—	—	・『日本書紀』推古31年の朔干支は記述されていないが、30年が空白年であるため、移記しても問題ない。	
623		31	癸未	7	—	—	—	31	癸未	4	丙午	戊申	3	・『日本書紀』推古32年4・9・10月の朔干支は、31年の同月朔干支である。	
										11	—	—	—		13
										17	—	—	—		17
										9	甲戌	丙子	3		
										10	癸卯	癸卯	1		
624		32	甲申	1	壬申	空白月		32	甲申	1	壬申	戊寅	7	・『日本書紀』推古33年1月の朔干支は、32年同月の朔干支である。 ・推古32年4・9・10月の朔干支は、左表のとおりである。	
				4	丙午	戊申	3			4	庚子	—	—		
				13	—	—	—			13	—	—	—		
				17	—	—	—			17	—	—	—		
				9	甲戌	丙子	3			9	戊戌	—	—		
				10	癸卯	癸卯	1			10	丁卯	—	—		
625		33	乙酉	1	壬申	戊寅	7	33	乙酉	—	—	—	—	・空白年となる	
628		36	戊子	4	壬午	辛卯	10	36	戊子	4	丁丑	辛卯	15	・4月朔干支の誤り。	
						壬辰	11					壬辰	16		
						20	—					—	—		—
				9	己巳	戊子	20			9	乙巳	戊子	44	・朔干支「乙巳」を誤って「己巳」と記述したと思われる。 ・乙巳朔とすると、「戊子・壬辰」は30日を越えてしまうので、日数に合わせた日干支とする。	
24	—	—	—	24	—	—	—	24	壬辰	戊寅	24				

表 2

葉狩記事一覧

西暦	日本書紀							記事
	年号	年数	年干支	月	朔干支	日干支	日数	
611	推古	19	辛未	5	乙卯	己丑	5	(推古)十九年 夏 五月五日 葉狩 於菟田野 取鷄鳴時 集于藤原池上 以会明乃往之 粟田細目臣 為前部領 額田部比羅夫連 為後部領 是日 諸臣服色 皆隨冠色 各著髻花 則大德・小德並 用金 大仁・小仁 用豹尾 大禮以下 用鳥尾
612		20	壬申	5	癸卯	己未	5	(推古廿年) 夏 五月五日 葉狩 之 集于羽田 以相連參趣於朝 其装束如菟田之獵
614		22	甲戌	5	戊戌	壬寅	5	(推古)廿二年 夏 五月五日 葉狩 也
668	天智	7	壬辰	5	甲申	戊子	5	(天智七年) 五月五日 天皇 縱 於蒲生野 于時 大皇弟・諸王・内臣及群臣 皆悉從焉
669		8	己巳	5	戊寅	壬午	5	(天智八年) 夏五月戊寅朔 ^{5日} 壬午 天皇 縱 於山科野 大皇弟・藤原内大臣及群臣 皆悉從焉

- ※ ・皇極元年五月乙卯朔^{5日}己未 於河内国依網屯倉前 召翹岐等 令觀射獵
・雄略四年春二月 天皇射獵於葛城山

2 年代と不整合な記事

(1) 推古天皇の経歴

① 推古天皇の誕生年

推古天皇即位前期では

- ・**年十八歳 立為淳中倉太玉敷天皇之皇后**
これにより敏達5年(576年)で18才から、誕生年は559年である。
- ・**卅四歳 淳中倉太珠敷天皇崩**
敏達天皇が崩御したのは敏達14年(585年)から、誕生年は552年である。
- ・**卅九歳 當于泊瀨部天皇五年十一月 天皇為大臣馬子宿禰見殺**
崇峻天皇が殺されたのは崇峻5年(592年)から、誕生年は554年である。
また、推古天皇の崩御記事では
- ・**推古36年3月癸丑 天皇崩之^{時年七十五} 即殯於南庭**
推古天皇は推古36年(628年)に75才で崩御されたとしているから、誕生年は5

54年である。

以上から、推古の誕生年は、「552年・554年・559年」の3通り考えられている。

② 記事の検証

- ・「**卅四歳 淳中倉太珠敷天皇崩**」について
推古天皇は75才で崩御から、年齢を推定すれば32才である。また、34才で崩御した天皇は「橘豊日天皇(用明天皇)」である。
- ・「**年十八歳 立為淳中倉太玉敷天皇之皇后**」について
推古天皇の崩御年令から18才での年代は欽明32年で、欽明天皇の崩御年である。また、敏達天皇の皇后になったのは、23才である。
以上、整理すると表3のとおりである。
即位前期での推古天皇の年令は、天皇崩御を基にして記述されたと思われるが、年令以外の記事を尊重して整理した。

表 3

推古天皇年令年表

※強調文字は推古紀記事で、網目は記事による年令

記事年令説				西暦	和 暦		項目	記 事
18	34	39	75		年号	年		
/	1	/	/	552	欽明	13	箭田珠勝 大兄薨	【欽明紀】(欽明)十三年夏四月 箭田珠勝大兄皇子薨
/	3	1	1	554	欽明	15	敏達 皇太子①	【欽明紀】(欽明)十五年春正月戊子朔甲午 立皇子淳中倉太珠敷尊 爲皇太子
1	8	6	6	559	欽明	20	—	記事無し
10	17	15	15	568	欽明	29	敏達 皇太子②	【敏達即位前紀】(欽明)廿九年 立爲皇太子 【欽明紀】(欽明)廿九年：記事なし空白年
13	20	18	18	571	欽明	32	欽明崩	【欽明紀】(四月)是月 天皇遂崩于内寝 時年若干 【敏達即位前紀】卅二年四月 天國排開廣庭天皇崩
14	21	19	19	572	敏達	1	敏達即位	【敏達紀】(敏達)元年夏四月壬申朔甲戌 (敏達)皇太子即天皇位
18	25	23	23	576	敏達	5	敏達皇后	年十八歳 立爲淳中倉太玉敷天皇之皇后 【敏達紀】(敏達)五年春三月己卯朔戊子 有司請立皇后 詔立豊御食炊屋姫尊爲皇后
27	34	32	32	585	敏達	14	敏達崩	卅四歳 淳中倉太珠敷天皇崩 【敏達紀】(敏達十四年)秋八月乙酉朔己亥 (敏達)天皇病 弥留崩于大殿
29	36	34	34	587	用明	2	用明崩	【用明紀】(用明二年四月)癸丑 (用明)天皇崩于大殿
34	41	39	39	592	崇峻	5	崇峻殺害 推古即位	卅九歳 當于泊瀬部天皇五年十一月 天皇爲大臣馬子宿祢見殺 (崇峻五年)冬十二月壬申朔己卯 皇后即天皇位於豊浦宮
70	77	75	75	628	推古	36	推古崩	(推古三六年三月) 癸丑 天皇崩之〔時年七十五〕

(2) 推古24年7月条

推古24年7月条

- ・ **秋七月 亦 掖玖人廿口来之 先後并卅人 皆安置於朴井 未及還皆死焉**
- ・ **秋七月 新羅 遣奈末竹世士 貢佛像**

と、「秋七月」が二度記述されている。通常、後

段記事は「同月」或いは「秋7月」削除して記述されるべき文章である。

故に、後段の「秋7月」記事は、10年繰り上げた記事で、本来は推古34年の記事であると思われる。その理由は後述する。

「観世音寺」創建をめぐる その3

安城市 山田 裕

IV 『続日本紀一和銅二年元明天皇の詔』の謎

長い道のりであったが、観世音寺伽藍は「齐明天皇追福のために天智天皇が誓願した寺」ではなく、太宰府政庁により「国家鎮護」を目的に朱鳥元年に完成したことを述べてきた。

しかし、なぜ元明天皇が「観世音寺を齐明天皇追福のために天智天皇が誓願した寺」として、何度も督促し、完成を急がせたのかが謎となっている。

元明天皇の血筋は、父は天武天皇と持統天皇との間に誕生した草壁皇子、母は蘇我倉山田石川麻呂の女、蘇我姪^{むすめ}娘^{めいのいらっこ}である。

『日本書紀』によれば、草壁皇子は天武十年（681）二月に皇太子に就いたが、持統三年夏四月薨去、二七歳であった。十分に天皇となる年齢であったが、持統天皇は譲位しなかった。祖父の蘇我倉山田石川麻呂は、大化五年（649）三月、同族の蘇我臣日向の讒言によって、妻子とともに山田寺で自害し、蘇我倉山田石川麻呂の首は切られ、資産も没収された。この悲惨な体験は、元明天皇にとって菩提を弔う対象が祖父やその一族を自害させた天智天皇やその母である齐明天皇ではありえないと思われる。

『太子傳目録抄』には、以下の記述がある。

蘇我氏大臣五人者

兄 嶋大臣 馬子宿祢 司馬達

太子御也 稻目宿祢

弟 蝦夷大臣 入鹿大臣父也 自害云

已上二人大臣者兄弟也

境部大臣 完瀬 馬子蝦夷

二臣之叔父也

入鹿大臣 云林大臣 蝦夷大臣嫡男也

時人称太郎

山田大臣 石川麿 天智天皇 ノシウト也

已上五人者決定蘇我氏也

物部大臣 蝦夷大臣二男也。此大臣之祖母者守屋大臣妹也。故

云物部父方蘇我氏也。此加前者我大臣六人也。

驚くべきことに、真偽は不明だが、山田大臣を天智天皇と記している。天智天皇の後に「ノシウト也」とする細注は、明らかに後世に挿入したと考えられる。

すなわち、元明天皇は祖父の蘇我倉山田石川麻呂を天智天皇に擬して、菩提を弔うために大和から遠く離れた観世音寺の完成を執拗に督促したのかもしれない。

V おわりに

故古田武彦氏は、隣国資料である歴代の中国史書を精緻に解説・検証し、『失われた九州王朝』で、七世紀末まで九州に日本を代表する王朝（いわゆる九州王朝、国家名は倭国、倭国を称した）があり、その首都は太宰府であったと主張された。また、各地寺社の文献や金石文にみられる多数の年号群を従来、『日本書紀』に見当たらないことを理由に「私年号・偽年号あるいは古代年号」とする通説に対して、この年号群を九州王朝が建元した年号、いわゆる「九州年号」と呼び、その出典を『二中歴』の「年代歴」等に求められた。

本論も故古田武彦氏の学説が原点で、その影響を受けている点を断っておきたい。

白村江の戦い（662年）で唐・新羅連合軍に敗北した九州王朝は相応の打撃を受け、疲弊したことは想像に難くない。加えて王朝維持のために戦後復興は急務であった。それは、国家体制の整備のために政治・軍事・経済・社会に及び、その機能を太宰府政庁に集中し、その機能を補完するとともに鎮護国家寺院として、さらに、白村江の戦いで多くの将兵の英霊を弔うために、観世音寺が発願されたと思わずにはいられない。

以上

[参考文献]

- ・『観世音寺大鏡一大塚功藝社 1934年』
- ・『日本古典文学大系日本書紀下—岩波書店』
- ・『続日本紀（上）—講談社学術文庫』
- ・『聖徳太子傳古今目録抄—名著出版』
- ・『失われた九州王朝—古田武彦著ミネルヴァ書房』
- ・『法安寺創建』古田史学の会・四国所属今井久
- ・『古代逸年号目録』東海の古代所属・林研心氏
- ・拙稿『四天王寺の謎—2009年』
- ・拙稿『法安寺創建を読んで—2010年』

天氏、尾張氏の時代（9）

名古屋市 加藤勝美

23 古代史の淵源

私は、最初に『古事記』と『日本書紀』を読んだとき、いくつかの大きな疑問に捉えられた。

最大の疑問は、両書が記す歴代天皇の異常な年齢の長さであった。崩御年齢が100歳を超えているのはざらで、『日本書紀』の場合、五代孝昭天皇から十三代成務天皇の実に9人もの天皇が連続して100歳を超えているのである。私が不思議でならなかったのは、この異常年齢そのものではない。年齢の異常さなど、現代の私たちが指摘するまでもなく、『古事記』や『日本書紀』の編著者自身がよくよく承知していたに相違ない。今日より遙かに寿命が短かった奈良時代の人々には強烈に年齢の異常さが意識された筈である。

なのに、なぜ、その異常年齢を記したのだろう。大和朝廷の起原を古く見せるために、という見方があるが、誰もが不審に思う異常年齢を記したのでは、わざわざ創作の疑いを喚起させる結果になって、何の利も意味もない。

私の解釈では、答えは一つしかない。両書の編著者が、異常年齢を異常年齢と十分承知しつつ記したのは、ほかでもない。「そう伝承されていた」、この一点である。

私は、両書の編著者はできるだけ伝承を尊重して記した、という確信のもとに、研究し、我が国は、実に、四十一代持統天皇朝まで一年を二年とする二倍年暦を採用していたことを示した。詳細は「古代史の再検討」によっていただきたい。

今一つの大きな疑問は神武の出自である。

両書によると、天神（天照大御神）は、孫の瓊々杵尊（ににぎのみこと）を九州の日向に天界から降臨させる。そのににぎの孫が神武とされている。が、大和に入るのになぜ九州なのだろう。当時（3、4世紀）にあっては、大和からみて月世界のように遠方だったに相違ないのに……。このため、神武の九州から大和に至る東征はなかった、とする見解もある。が、そ

れなら、わざわざ東征説話など記す必要など全くない。大和の王が徐々に大きくなって、ついには全国を傘下におさめる大王に成長したのであれば、そう記せばよい道理である。わざわざ創作する意味が全く見あたらない。

加えて神武が大和に入るのに、熊野（紀伊半島東南部）という険しい山中から乗り込んだという、物理的に不可解な記述になっている。

これも年齢の異常問題と同じで、決して創作ではなく、そう伝承されていたから、伝承にしたがって記したに相違ない。私にはそうとしか考えることができない。

この第二の疑問の追求が今回の論文の主テーマである。その突破口となったのは『先代旧事本紀』の存在だった。江戸時代中期に突如偽書のレッテルを張られ、一部の人を除き、顧みられることがなくなってしまった。ところが、既に詳細にみたように、同書が偽書と考えると奇々怪々な事態になることが分かり、真書そのものであることを確信するに至った。

以上、二大疑問というべき謎の追求によって私は、「日本古代史の淵源」と称すべき尻尾をつかんだ、という感触を得た。

24 海部族の成長

前回まで論じてきたことを、要約的に結論部分を述べると次のとおりである。

先ず、陸上部で生活していた縄文人ないし弥生人に対して、海洋活動を基盤とする海部族（あまぞく）が力をつけてきた。海部族のさらに出自となると、南方（中国會稽郡や沖縄）や西方（朝鮮半島）の海洋民族が考えられる。が、私の能力ではそれを確定できない。

さて、その一派が庄内川を遡上し、東谷山（とうこくさん）の麓一帯（現在の名古屋市守山区から春日井市にかけての一帯）に根拠を築いた。

だが、ここでもう一つの大きな可能性がある。海部族が水運の根拠としたのは、庄内川ではなく、その少し北を流れる大河川の木曾川であった可能性である。国宝犬山城の足元を流れる木曾川の地犬山市に東の宮古墳というのがあつた。前方後円墳ではなく、前方後方墳だ。四世紀初頭の築造という尾張最古の大古墳であるばかりでなく、三角縁神獸鏡5面、濃尾平野のみの人物禽獸文鏡4面、鳥頭の最古の四面形鏡などが

出土している。また、当時入手困難な超貴重品だった水銀朱が石室内でふんだんに使われている。大権力者の存在が確実視されている。

海部族が使用した水路は庄内川か木曾川か。あるいは両方か？



その一帯をかりに高天原と考えると、そこから庄内川を下り、伊勢湾に出て、紀伊半島を回って大阪湾に入るのは極めて自然な流れである。とりわけ熊野に出るのは容易である。そもそも海部族が熊野に根拠を築いていたとすれば、そこを起点に大和を目指すのは極めて自然な行動なのである。

さて、天照大御神の指令を受けて、船団を組織し、天火明は船で大阪湾に入った。そこから大和を目指したが、敗戦に遭遇したこともあって、熊野の同族（海部族）と共同作戦を敢行し、やっと大和の一角（橿原市付近）の確保にこぎ着けた。

この決戦で大活躍したのが九州出身の磐余彦（いわれひこ）将軍（後にいわゆる神武天皇となる人物）である。氏名（うじな）は分からないが、かりに筑紫氏と呼ぶことにすると、筑紫将軍のめざましい活動によって天火明は大和に王国を創始した。ここに旧天王国（もとのあまおうこく）が始まったが、この王朝は短命に終わる。

第一の可能性は何らかの事態の勃発により、天火明に代わって磐余彦が王位に就いたケースである。それは、天火明が重病に倒れ、磐余彦に王位を禅譲したためだったのか、あるいは磐余彦が直接下克上に打って出たのか分からないが、ともかく磐余彦は天火明に取って代わって王位に就いたのである。

が、第二の可能性がある。それを示すのが天

火明の子孫である尾張氏の三代目までは天氏（あまし、ないし、あまのし）を継承しているからである。天香語山命（あまのかごやまのみこと）、天村雲命（あまのむらくものみこと）、天忍人命（あまのおしひとのみこと）の三代である。

私は第二のケースの方が可能性が高いと見ている。『古事記』は、第五代孝昭天皇は「尾張連の祖奥津余曾の娘を娶った」と記している。この奥津余曾は「先代旧事」によると、天忍人命の次の四世孫、瀛津世襲命（おきつよそのみこと）のことである。

こうした経緯は天氏と筑紫氏が密接不可分に結びつき、大和王朝が次第に力をつけていったことをうかがわせる。

では、天皇家につながる新天王国（いまのあまおうこく）はいつ開始されたのだろうか。神武天皇の時代、五代孝昭天皇の時代、いずれにも可能性がある。ただし、大和王朝が発展して、名実共に旧天王国を押さえて、旧天一族を臣下に組み入れたのは、十代崇神天皇まで下らなければならないかも知れない。崇神天皇は大和周辺から大きく勢力を全国に拡大していった人物で、「所知初国天皇」（はつくにしらすすめらみこと）・『古事記』、「御肇国天皇」（はつくにしらすすめらみこと）・『日本書紀』とある。つまり、『古事記』及び『日本書紀』共に、初めて王位についたのはこの天皇と記しているのである。

この記事を重ねると、新天王国の開始は十代崇神天皇の時代ということになる。

いずれが妥当か。今後の研究を待ちたい。

25 終焉に当たって

以上は、『日本書紀』よりも『古事記』、『古事記』よりも『先代旧事本紀』の記述を重視して考究した場合の、私の解釈である。海部族は濃尾平野の小さな一角、東谷山の麓から出発して、その勢力を南西部に拡大し、ついには熊野を越えて大和に入り込むに至った。この俯瞰図で問題なのは、高天原を東谷山の麓とした点である。これは、熊野に近く、かつ、他に適切な一帯が見あたらない、という消極的な理由から導き出した場所である。したがって、私は高天原＝東谷山の麓説にそれほどこだわっているわけではない。

旧天王国も新天王国も、共に墳墓文化として

前方後円墳を基調としている。それ以前ないし併存して円墳の時代が存在した。すなわち、海部族が席卷する前に円墳を基調とする人々（勢力）が居住していたことは疑いをいれない。

それをどのような手段と武器で海部族は席卷していったのか、馬か鉄器か？呪術力か？手がかりが得られるものなら現地に出かけてみたいと考えている。かつては、弥生期以前に日本本土に馬はいなかったとされていたが、たとえば、名古屋市熱田区の高倉遺跡を考えれば分かるように、弥生期に馬がいたことは確実視される。

尾張氏の根拠を愛知県内に求めるのは極めて自然な見方だ。が、『日本書紀』の神武紀に「又高尾張邑【或本云葛城邑也】有赤銅八十梟帥」とある。つまり、大和の葛城に「高尾張邑」（たかおわりむら）というのがあって、そこに赤銅色をした八十梟帥（やそたける）がいる、とある。「高尾張邑」の「高」を本拠という意味にとると、「尾張」の本拠は大和の葛城一帯ということになる。が、「高尾張邑」という固有名詞ひとつだけを抜き出して根拠にするのはあまりに根拠薄弱である。

はっきりしていることがある。東谷山の麓に白鳥塚古墳というのがあつた。古墳時代初期に築造された大形前方後円墳である。東海地方最大の前方後円墳である断夫山古墳よりも、実に150年以上も古い。この存在を無視することは出来ない。そして東谷山の頂上には尾張氏の高祖天火明を祭神とする尾張戸神社が、平安時代以前から存在している。こうした事実を無視できないことだけは確かである。



2009年6月18日白鳥塚古墳

白鳥塚古墳はいまだに本格的な調査が行われていないようであるが、いつの日か、慎重にして丁寧な調査が行われることを期待したい。古代の真実が少しでも明らかになるのを念じつつ筆を置きたいと思う。

以上

「年代歴」を分析する その1

名古屋市 石田敬一

1 『二中歴』の「年代歴」の冒頭の記述

私は、「東海の古代」121号（2010年9月）の“二倍年暦について”と同122号（2010年10月）の“二倍年暦と稲作”において、『二中歴』の「年代歴」の冒頭の記事について、古田武彦氏の説の解釈に従い、その説を補強した私の考えを披露しました。

あらためて私の思考の経緯をたどりまふ。

『二中歴』の「年代歴」の冒頭の記事は、通説では次のとおりです。

**年始五百六十九年内卅九年無号不記支干其間
結繩刻木以成政**

継体五年元丁酉

年始、五百六十九年。内三十九年、号無く支干を記さず。其間結繩刻木を以て政を成す。

継体は五年で元年は丁酉。

（石田注。継体元年は西暦517年）

この『二中歴』の「年代歴」の記述について、古田武彦氏は市民の古代第11集（1989年）の『九州年号』で、九州王朝の年始に関する考え方を次のとおり示されています。

やや長いですが関係する部分を抜粋します。

つまり、五六九年というのは次に表われる「九州年号」の始まり、五一七年（継体元年）これをさかのぼる五六九年前が「年始」である、こういう意味なのです。この年始から九州年号開始まで五六九年経ったということですね、この年号ができるまで。だから、計算で言うと五六九、マイナス・五一七、つまり「紀元前五二年」、これが「年始」である。年始というのはその国の始まりの年である。言いかえると、「九州年号」の話ですから「九州王朝」の建国時点である。これをまた言いかえまふと、「九州王朝」はいかにして始まったかということ、アマテル（アマテラスオホミカミ）がニニギを筑紫に派遣し

て、そこで「九州王朝」を建て、筑紫の王朝は始まったのです。つまり、「天孫降臨」の時点である。

「天孫降臨」は実在の事件です。筑紫のクシフルタケに壱岐・対馬からやってきた。そのアマテルたちの勢力の拠点は、壱岐・対馬の海人族だと思われます。この海人族が大陸からの武器を手にして、船という、当時もっとも大量の運搬具をあやつって、つまり最強の軍事力を持ちえたために、今までは中心権力者だったオオクニヌシに対し、主権の譲渡を「強制」し、それに成功した。そしてこの縄文水田・弥生水田として、日本列島で稲作のもっとも豊穰な筑紫を狙ったわけです。「国譲り」で狙った目的は菜畑・板付の縄文・弥生水田であった。というのがわたしの理解です。そこで「九州王朝」は始まった。それが実は「紀元前五二年」であった。これは東京の立川のカルチャーに行っている方に話をしたらご注意がありまして、「前五三年」かもしれない、紀元0年がないのでとのこと。そういう問題はあるとしても一応単純計算で、五六九年引く五一七年で、紀元前五二年といたします。それから三九年たつたところ、つまり五二年引く三九年のところ、「紀元前一三年」この時まで年号は当然ありません。年号は五一七年に至るまで無いのですから、しかも中国の干支すら筑紫に伝わって来ていなかった。この時間帯ならわたしは不思議はないと思います。紀元前の時間帯ですから。ところが、言いかえると、この紀元前一三年から中国の干支を採用し始めた。つまり干支を採用することは中国の文明を知ったことを意味します。単に知っただけではなく、中国の暦計算に時間を合わせるということになります。つまり中国文明の圏内に入った、といえますか、そういうことの表現なのです。それが紀元前一三年からであるということです。

(下線は石田による。以下同じ)

また、増田修氏は、「倭国の暦法と時刻制度」(『市民の古代』第16集、1994年、市民の古代研究会編)の186ページにおいて、古田説に従い、倭国の暦法について次のとおり示されています。

それでは、倭国が中国の暦を受容するようになったのは、いつ頃からであろうか？

『二中歴』にいう「年代歴」は、倭国年号(九州年号)を年代記の形で所載した文献としては、最古のものである。(24)(25)「年代歴」の冒頭には「年始、五百六十九年内三十九年、号無く支干を記さず、其の間縄を結び木を刻み、以て政を成す」とある。続いて、「継体五年元丁酉⁽²⁶⁾」から始まり、「大化六年乙未⁽²⁷⁾」に終る年譜が記されている。年譜には、結縄刻木が止められたのは、明要元(五四一)年辛酉とある。

そうすると、倭国の「年代歴」の年始は、「継体元(五一七)年丁酉」から遡る五六九年、すなわち前五二年である。古田武彦は、この年が天孫降臨による倭国建国の年であるという。(28)

それから三九年間、前一三年までは、結縄刻木により政治を行ない、無号不記支干であった。前一三年から五一七年までの間は中国年号・干支を用いた。そして、五一七年から倭国年号・干支が制定施行され、大化六(七〇〇)年まで続いたのである。

注

(24) 丸山晋司『古代逸年号の謎』、一九九二。

(25) 古田武彦「独創の海」(『合本市民の古代』一、一九八八)。

(26) 「継体五年元丁酉」は、年号「継体」は、元年から五年まで続き、元年は丁酉(五一七)年であることを示している

(27) 「大化六年乙未」は、年号「大化」は元年から六年まで続き、元年は乙未(六九五)年であることを示している。

(28) 古田武彦「朝日文庫版あとがきに代えて — 補章 九州王朝の検証」(『失われた九州王朝』、一九九三)。

まず、注意したいのは、古田武彦氏や増田修氏は、この記事の意味について継体元年をさかのぼる569年前が「年始」であるとされるところです。また、年始は建国の年を意味するとし、紀元前13年から中国の年号と干支を用いたとされました。私も先述の“二倍年暦”について”や“二倍年暦と稲作”の執筆時点では、古田・増田説の解釈が正しいと思いその考えに従いました。

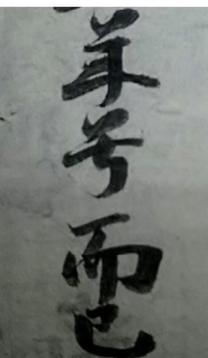
さらに、古田・増田説を補強すべく、その後、「年代歴」の文字を確認したところ、「無号不記支干」ではなく「無方不記支干」の文字である可能性が高いのではないかと考えました。則ち次のとおりです。

年始五百六十九年内卅九年無方不記支干其間結繩刻木以成政

継体五年元丁酉

年始、五百六十九年。内三十九年、方無く支干を記さず。其間結繩刻木を以って政を成す。

継体は五年で元年は丁酉。

	c 年々号世		a 無号不記
	d 代記年号只有		b 年号而已

『二中歴』の「年代歴」の冒頭一行にある「無号不記支干」の「号」(A)について、影印を確認できる現存資料としては、尊経閣善本影印集成『二中歴』(八木書店、平成九年八月二〇日、以下、尊経閣善本という)があります。その影印の写真aを見る限り、明らかに「号」と

は異なる文字であり、「号」の異体字に似た文字となっています。

私は、これは「号」の異体字ではなく「方」の可能性が高いと思いました。

私が「方」の文字である可能性が高いと考えた理由は、Aの文字は、aにあるように、左払いの筆が止められずに左へ流れています。これに対して、b、c、dの「号」については、筆が止められて右に曲げられています。一見して明らかのように、b、c、dはいずれも通常の「号」の字形であって、aは、これらとは明らかに異なる字形です。

また、尊経閣善本において、「年代歴」を含む「第二」(79~123頁)に記述されるすべての「号」と「方」の字形を調べると、「号」は83頁に3箇所あり、先に示したとおり全て左払いではなく筆を止めており、「号」の異体字ではありません。一方、「方」は、88頁1箇所、95頁1箇所、97頁1箇所、100頁3箇所、101頁1箇所、102頁1箇所、103頁2箇所、107頁1箇所、109頁1箇所、114頁2箇所、115頁8箇所、116頁2箇所、117頁1箇所、119頁3箇所、合計28箇所にあり、全て左払いになっており、「号」と「方」は明確に書き分けられています。

したがって、該当の文字は「号」の異体字ではなく、「方」であると考えたのです。

さらに、留意すべき問題があります。その問題は、このAの一文字前にある「無」の異体字とされる四つ点のない文字(C)です。尊経閣善本の「第二」においては、このC以外に通常の「無」も「無」の異体字もありません。

以上のことから、私は、本来、通常の「無」と通常の「方」と記述されていたものが、文字が近接していたために、「無」の四つ点が次の「方」の頭の「口」と見間違われた結果、四つ点のない「無」の異体字と、「方」に似た「号」の異体字として書写されてしまったたのではないかと推測しました。

「無方不記支干」であれば、年に関する方幹の定めが無く干支を記さないという意味であると解釈できるので、結果として継体元年(517年)を起点として、そこから569年遡った時点が「年始」として、39年経過後は干支を使用したと想定できるのではないかと考えたのです。

ところが、これまで「年代歴」が含まれる尊経閣善本の「第二」（79～123頁）において関係する文字を調べていたのですが、実は「第一」（3～76頁）を調べると、その6頁にある「便化為神号國常立」の「号」（B）は、「年代歴」の冒頭一行の「号」のAと同じような字形です。その6頁の記事と同様のスタイルで『日本書紀』神代上に「便化為神號國常立尊」の記事があり、Bに該当する文字が「号」の旧字体で表されています。

さらに、尊経閣善本の「第一」の16頁に「年代歴」の一部が一旦記述されてから消されています。

そこには異体字ではない「号」が確認できます。通常の「号」で書かれていますので、尊経閣善本の書写者は、間違いなくAを「号」の文字と認識していたとわかります。すなわち「方」ではないかと思った文字は、やはり「号」で間違いのないようです。

ただし、尊経閣善本の書写者は、できるだけ書写前の元本に書いてある文字を尊重したと思われる、最終的には、通常の「号」とは記さずに「号」の異体字で記したのです。

なお、尊経閣善本の「第一」における「号」を調べると、該当部分以外に、14頁2箇所、15頁1箇所、16頁1箇所、22頁13、23頁14、24頁12、25頁14、合計55箇所があり、全て「号」の異体字ではなく通常の「号」で書写されていました。

結果として、尊経閣善本の「第一」における「号」の異体字は、「便化為神号國常立」のBの文字のみであり「第二」における「号」の異体字は、「無号不記支干」のAの文字のみということになります。それら以外は全て通常の「号」で書写されているのです。となると、『二中歴』の「第一」「第二」では、通常の「号」が数多く記述されているにもかかわらず、この2箇所のみ「号」の異体字で書かれていたと理解するしかないようです。不思議です。

また、「無」に関しては「第一」の「神代歴」に「已上有男女形無婚合義」（尊経閣善本五頁）とあり「無」にはCと同じ字形で四つ点のない「無」が表示されています。

つまり、『二中歴』には、四つ点のない「無」

が「第一」にありますので、A、Bは間違いなく「号」の異体字として書写されたと考えます。

したがって、書写前の本来の冒頭の記事は、文字としては、次のとおりであったと思います。すなわち結果として古田・増田説のとおりです。

年始五百六十九年内卅九年無号不記支干其間結繩刻木以成政

繼体五年元丁酉

年始、五百六十九年。内三十九年、号無く支干を記さず。其間結繩刻木を以って政を成す。

繼体は五年で元年は丁酉。

以上で、冒頭の原文の文字をしっかりと確認しました。

となると問題は、冒頭の記事の意味するところが何であるのか再確認する必要があります。

古田・増田説では、冒頭の記事を次のように解釈します。

- ① 繼体元年をさかのぼる569年前が「年始」である。
- ② 年始は建国の年を意味する。
- ③ 紀元前13年から中国の年号と干支を用いたとする。

これらの解釈について、私は「年代歴」の記述を十分に吟味すると、古田・増田説はあり得ないと考えるようになりました。

まず、①については、「年始」から39年経過する間は、年号が無く干支を記さないということですので、裏を返せば、「年始」から39年経過した時点で、年号があり干支を記したことになります。そして「年代歴」の冒頭の記事の次の行に、「**繼体五年元丁酉**」とあり、「繼体」という年号と「丁酉」という干支が記されています。

「年代歴」に示された年号の開始は繼体元年（517年）ですから、冒頭の記事は、繼体元年の39年前が「年始」であったという解釈以外には成立しないと考えます。

冒頭の記事とそれに続く「**繼体五年元丁酉**」は関連があるものと素直に解釈すれば、私の解釈の方が古田・増田説より適切ではないかと思えます。

古田・増田説の解釈は5世紀の時代に「**結繩**

刻木」はあり得ないという思い込みから始まっています。そうした思い込みを排除して、この記事を読めば、先述のとおり継体元年（517年）から倭國の年号が始まるのですから、その39年前が年始です。つまり「年始」は517年マイナス39年の478年になります。

「年代歴」の明要十一年の細注には、「文書始出来結繩刻木止畢」とあり、文書が出来始めたので、併用していた結繩刻木を止めると記されており、「**結繩刻木**」は6世紀の時代にも使われていたのです。年始の時期は明要元年である541年よりあまり古くは遡らないことを示しています。

文字の検証の結果、私は、「無方不記支干」と記述されていると考え、古田・増田説が主張されたように、継体五年より569年前に年を数え始めたと推測してきましたが、これは、誤りであったと考えます。もし、継体五年から569年前の紀元前52年時点が年始であって39年間は年号・干支を使用しなかったとしたならば、その後の530年間は、年号と干支を以て政を成したということになると思いますが、「年代歴」には、それらの年号は掲載されておらず、空白の530年を生じてしまい記述と合致しないのです。

次に、②について、検証します。「年始」は果たして古田・増田説のとおり建国の年を意味するのでしょうか。

日本書紀では齊明紀に「年始」に関する記事が2箇所あります。

A 吾年始可用兵時矣

（『齊明紀』四年十一月）

吾は年始に兵を用いてよい時になった。

B 方今皇子年始十九、未及成人

（『齊明紀』四年十一月或本云）

今、皇子は年始に十九歳となった。まだ成人には及ばず。

これら齊明紀では「年始」は年の初めという意味で使われているようです。齊明四年の記事ですから少なくとも建国の年ではあり得ませ

ん。

また、次に、中国史書から「年始」の記事の例を3つあげます。

C 改年始，朝賀皆自十月朔。

（『史記』中華書局版237頁）

年始を改めて、朝賀は皆十月の朔よりとす。

Cは、秦始皇帝が一月に始まる年始を十月に改正したということであり、「年始」は建国の年という意味ではありません。政権樹立の時期になると思われます。

D 幼立匪石之節，年始十三，適同郡張白。

（『三國志』中華書局版1329頁）

幼くして匪石之節に立ち、年始には十三歳、同郡の張白に適う。

Dは、国家への忠義を尽くす匪石の節に立ち、年始には十三歳とされます。

E 段達，武威姑臧人也。父嚴，周朔州刺史。達在周，年始三歳，襲爵襄垣縣公。

（『隋書』段建、中華書局版1899頁）

段達、武威の姑臧人なり。父は嚴、周朔州刺史。達は北周に在りて年始に三歳、先代の襄垣縣公の爵位を襲名す。

Eの段達（538～621年）は隋の武官で、年始に三歳とされます。段達が538年生まれとすれば、三歳の時点は541年になりますが、梁（502～557年）の武帝の時代の途中であり建国の年にはあたりません。

いずれにしても「年始」はメモリアルな年ではあるかもしれませんが、建国の年ではないといえましょう。

したがって、『二中歴』の「年代歴」の記述を根拠に「年始」を建国の年と解釈して、九州王朝の年始すなわち建国を紀元前52年とするのは無理があるようです。

ただし、「年代歴」の冒頭の「年始」は単なる年の初めとは考えられず、メモリアルな「年始」でなければ、わざわざ「年始」とは記されないと思います。

先に示したとおり「年始」は478年にあたります。この478年は「年始」として意味ある年だと考えます。

478年は、『宋書』倭国伝に、倭王武が宋の順帝に上表文を奏上し、使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王に任命された年なのです。つまり、中国から武が倭王として任命された年、正式に倭王になった年を紀念すべき年として「年始」としたのではないのでしょうか。つまり、記念すべき年から数えて現在は569年経過しており、このうち、最初の39年間は年号も干支もなかったのが、継体の年号を制定し干支も使うようになったのだと理解します。したがって「年代歴」の「年始」は建国ではなく倭王武の政權確立の年になるのです。

次に③についてです。ここでいう「号」は年号のことで、「年代歴」は、倭国の年号について記述しているのですから、中国の年号ではないことが文章の流れから自明です。「年代歴」の冒頭の記事をもって、紀元前13年から中国の年号を使用したと解釈するのは違うと考えます。

整理すると次のとおりです。

- 478年・倭王武政權樹立 年始
|
(39年間は年号・干支無し。結繩刻木で政を成す)
- 517年・継体元年 年号の始まり
|
- 541年・明要元年 文書を開始。結繩刻木中止。
|
- 1047年 「年代歴」執筆時点

2 冊封体制と建国時期

『翰苑』に「漢書地志曰夫餘樂浪海中有倭人分爲百餘國以歲時獻見」とあります。紀元前一世紀頃には、倭はすでに中国に献見していたことを示していますが、文献上で倭が確実に中国の冊封体制に組み込まれた証拠は、『後漢書』東夷伝の記事にあります。

建武中元二年 倭奴國奉貢朝賀使人自稱

大夫倭國之極南界也 光武賜以印綬

(下線は石田による。以下同じ)

冊封体制に関する記述については、「光武賜以印綬」にあります。倭國は光武帝から印綬を賜りました。印綬は冊封体制下に入った確実な証でしょう。この時点で、九州王朝は、確実に中国（後漢王朝）の冊封体制に組み入れられたと思います。

さらに、ここで注意すべきことは、「大夫」が中国の周（紀元前1046年頃から紀元前256年まで）の身分制度であり、建武中元二年当時（西暦57年）の九州王朝では、この中国の古い身分制度をもとにした「大夫」を自称していることから、印綬を賜った建武中元二年以前から、中国の制度を使用し続けていたということであり、また、中国の古い制度を認識していたことになります。

となると、九州王朝は、「光武賜以印綬」には、すでに中国の冊封体制の下にあったことを示唆しているように思われます。

では、中国の冊封体制に組み込まれた近隣の国の建国はいつ頃でしょう。朝鮮半島の国々、新羅、高句麗、百済の建国を確認します。

国名	建国	始祖
新羅(徐那伐)	紀元前57年	朴赫居世
高句麗	紀元前37年	朱蒙
百済(十濟)	紀元前18年	朱蒙の第三子, 温祚

朝鮮半島に現存する最古の歴史書『三國史記』によれば、上表のとおりであり、朝鮮半島の国々の建国の状況からして、「年代歴」の解釈により建国が紀元前52年であると主張することはできないものの、九州王朝の建国は、朝鮮半島の国々と同時期の頃であったと推測できましよう。

とすれば、倭国の「二倍年曆」の時代は、この建国時までであり、建国時以降は中国との交

流の中で普通暦になったものの年齢だけはこれまでの農事暦に従い二倍で数える「二倍年齢」の時代が続いたのではないかと考えます。そして、「年代歴」によれば古代逸年号(九州年号)の始まりは、継体元年(517年)の39年前の倭王武の時代からですから、これ以降は、現代と全く同じで、普通暦であって、かつまた一倍年齢に統一されたのではないかと思います。

『隋書』を徹底して読む

東夷伝高麗條(中段の2)

名古屋市 石田敬一

前回、前々回に引き続き、『隋書』巻八十一・列傳第四十六・東夷伝高麗條(以下『隋書』高麗伝という。)の中段の続きについて、私なりの読みと解釈を記します。

死者殯於屋內，經三年，擇吉日而葬。居父母及夫之喪，服皆三年，兄弟三月。初終哭泣，葬則鼓舞作樂以送之。埋訖，悉取死者生時服玩車馬置於墓側，會葬者爭取而去。敬鬼神，多淫祠。

死者は屋内に殯し、三年を経て吉日を選択し葬る。父母および夫の葬に居れば皆三年服す。兄弟は三ヵ月服す。(葬儀の)初めと終わりに哭泣し、葬は則ち鼓舞し樂を作り以て之を送る。埋め訖れば、悉く死者の生きし時の服玩車馬を墓の側に置き、会葬者は争い取り去る。鬼神を敬い淫祠多し。

殯の期間が三年とある点やその際に哭泣するところは倭國の儀礼と似ています。

気になる点は、葬儀の際の「樂」です。私の宗派は臨濟宗ですが、柄に鈴が付いた引磬(いんきん)、陣太鼓に似た鼓、シンバルのような鐃鈸(にょうはち)で賑やかな葬儀であり共通性が感じられます。

また、会葬者が死者の服・玩具・車・馬を争って持って行くとされます。名古屋でも葬儀後に、飾られた花は持っていく慣習があるようですが、これと関係あるのでしょうか。

前回既に紹介したとおり「敬鬼神多淫祠」の「鬼神」は卑弥呼の鬼道に通じるところがあるように思われます。また、「淫祠」は、仏教信仰の立場から中国人から見ると、いかがわしい神をまつたやしろ・ほこらですが、高麗の人々にとっては、彼らが崇拝する神ですから、決していかがわしいものではないはずで

開皇初，頻有使入朝。及平陳之後，湯大懼，治兵積穀，為守拒之策。十七年，上賜湯璽書曰
開皇の初め、頻りに使い有りて入朝す。陳平定の後に及び、湯、大いに懼れ兵を治め穀を積み守拒の策を為す。十七年、上は湯に璽書を賜い曰く。

開皇十七年(597年)に隋の文帝は高麗の湯に「璽書」を賜うとあります。璽書は天子の押印がある文書ですから、その内容を天子が保証するものです。それが次に続きます。

朕受天命，愛育率土，委王海隅，宣揚朝化，欲使圓首方足各遂其心。王每遣使人，歲常朝貢，雖稱藩附，誠節未盡。王既人臣，須同朕德，而乃驅逼鞅鞶，固禁契丹。諸藩頓顙，為我臣妾，忿善人之慕義，何毒害之情深乎

朕、天命を受け率土を愛育し、王、海隅を委ね朝化を宣揚し、使いを圓首方足と欲し各々其の心を遂げる。王、毎に使人を遣わし歳に常に朝貢す。藩附を稱すと雖も誠の節を未だ尽くさず。王、既に人臣となり須く朕の徳に同じく而るに乃ち鞅鞶を驅逼し、契丹を固禁す。諸藩、頓顙し、我が臣の妾と為す。善人の慕義を忿るは、何ぞ毒害の情け深さや。

藩附は、属国を意味しますから、高麗王の湯は毎年、使いを派遣し朝貢してくるにもかかわらず、隋の文帝に対する誠の忠節はいまだに尽くされていないと小言を言っています。

諸藩が文帝の臣下となっているのに対して、高麗は、鞅鞶を追い込み契丹を固く禁制し、文帝の慕義に怒るとは何ごとだと叱責しているのです。それほど高麗は力が強かったということでしょう。

最盛期は満洲南部から朝鮮半島の多くを領土とし、隋・唐の侵攻を度々撃退しています。

Wikipediaによれば、高句麗の領地は次のように広大な区域で示されています。

高句麗 - Wikipediaより



これは高句麗の最大の勢力の時の領地だと思います。百濟などが小さく圧迫され、高句麗の領土が朝鮮半島の多くを占めています。このWikipediaに示された区域に比べると、「東海の古代」186号で、私が『隋書』高麗伝の「其國東西二千里，南北千餘里」の記事から図示した高麗の区域は、やや小さいことから、妥当な大きさであると考えます。少なくとも大きすぎることはないでしょう。

「東海の古代」186号で示した区域



太府工人，其數不少，王必須之，自可聞奏。昔年潛行財貨，利動小人，私將弩手逃竄下國。

豈非修理兵器，意欲不減，恐有外聞，故為盜竊？時命使者，撫慰王藩，本欲問彼人情，教彼政術。

太府の工人，其の數は少なからず。王、必ず之を須いれば，自ら聞奏すべし。昔年、潜かに財貨を行い，利をもって小人を動す。私に弩手を將いて下國に逃れ竄る。豈に兵器の修理を非ずして，意欲は減せず。外聞に恐れ有りて，故に盜竊を為す。時に使者に命じ，王藩を撫慰するは，本に彼の人情を問うと欲し，彼の政術を教える。

王乃坐之空館，嚴加防守，使其閉目塞耳，永無聞見。有何陰惡，弗欲人知，禁制官司，畏其訪察？又數遣馬騎，殺害邊人，屢聘姦謀，動作邪說心在不賓。

王、乃ち之を空館に坐し，嚴に防守を加え，其れを使して目を閉ざし耳を塞ぐ。永く聞見無し。有何の陰惡有りてか，人知を欲せず。官司を禁制し，其の訪察を畏れるや。又、數馬騎を遣る。邊人を殺害し，屢姦謀を聘す。邪説を動作するは心に不賓が在る。

朕於蒼生悉如赤子，賜王土宇，授王官爵，深恩殊澤，彰著遐邇。王專懷不信，恒自猜疑，常遣使人密覘消息，純臣之義豈若是也。

朕、蒼生に於いて悉く赤子の如し。王に土宇を賜い，王に官爵を授ける。深く殊澤を恩じ，遐邇に彰著す。王、専ら不信を懷く。恒に自ら猜疑し，常に使人を遣り密に消息を覘く。純臣の義は豈に是れの若くならん也。

これら3段落の内容は、ほとんどが文帝の嘆き節といってもよいでしょう。

蓋當由朕訓導不明，王之愆違，一已寬恕，今日以後，必須改革。守藩臣之節，奉朝正之典，自化爾藩，勿忤他國，則長享富貴，實稱朕心。

蓋し當に朕の訓導の不明に由るべし。王の愆違は、一つに已めて寬恕す。今日以後は必ず須く改革すべし。藩臣の節を守り，朝正の典を奉じ，自ら爾藩と化し，他國に忤うこと勿く，則ち長く富貴を享ければ，實に朕の心に稱う。

彼之一方，雖地狹人少，然普天之下，皆為朕臣。今若黜王，不可虛置，終須更選官屬，就彼

安撫。王若洒心易行，率由憲章，即是朕之良臣，何勞別遣才彦也

彼の一方，地は狭く人少と雖も，然るに普天の下，皆、朕臣と為す。今、若し王を黜くば，虚しく置くべからず。終に須く更めて官屬を選び，彼に就き安撫すべし。王、若し洒心し易行すれば，率に憲章に由りて，即ち是れ朕の良臣なり。何ぞ勞して別に才ある彦を遣す也。

昔帝王作法，仁信為先，有善必賞，有惡必罰，四海之内，具聞朕旨。王若無罪，朕忽加兵，自餘藩國謂朕何也。王必虚心納朕此意，慎勿疑惑，更懷異圖。

昔の帝王の作法，仁信を先と為し，善有れば必ず賞し悪有れば必ず罰す。四海の内，具に朕の旨を聞く。王、若し罪無くば，朕、忽ち兵を加え，自餘の藩國を朕は何を謂わん也。王、必ず心を虚しくして朕の此の意を納め，慎んで疑惑，更には異圖を懷くこと勿れ。

これら3段落の内容は、ほとんどが文帝が高麗の湯を情状酌量している言葉でしょう。

前回の例会報告

■ 推古紀における諸問題

瀬戸市 林 伸禧

推古紀における、暦法上の問題、年代と不整合な記事があり、その多くは12年繰り下げや10年繰り下げにより、齟齬が無くなることを示した。

■ 「要衝の都」前期難波宮の小論文を読んで 名古屋市 佐藤章司

古田史学会報No. 133 (2016年4月9日) に記載の古賀達也氏の論考を読んで、近畿の難波は要衝の都ではないのではと疑問を訂し若干の感想を述べた。

■ 『隋書』を徹底して読む

東夷伝高麗條 (前半・中段)

名古屋市 石田敬一

高麗伝における朱蒙誕生説話、二距・長里の計算による領地、日常に見られる神道の作法などの記事について言及した。

例会の予定

■ 今月の例会

(1) 日時 5月15日(日) 13:30~17:00

(2) 場所

名古屋市市政資料館 第1集会室

名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

(3) 参加料 500円 (会員は不要)

(4) 交通機関

・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分

・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分

・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分

・市バス「清水口」、南西徒歩8分

・市バス「市役所」、東徒歩8分

(5) 駐車場 市政資料館：12台+α 収容(無料)

■ 来月以降の例会日

6月19日(日) 通常の例会

7月17日(日) サマーセミナー

会場：東海学園大学・高校

■ 次の会報誌への投稿締め切り

5月31日(木)

投稿先：furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

遠方で例会に参加できない方のために 会報誌会員の募集

1 特典

例会資料・会報誌「東海の古代」・論集「古代への碑」・友好団体の会報誌の送付、例会参加無料

2 年会費 5,000円 (送料込み)

3 振込先

・金融機関：ゆうちょ銀行

・名称：古田史学の会・東海

・店番：218 店名：二一八

・口座：普通 12993951

4 問い合わせ

・メール furuta_tokai@yahoo.co.jp

・電話&FAX 0561-82-2140

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を20部用意ください。